

Employment

契約労働者と雇用形態について

雇用主が個人を雇用する場合、その法的関係は労働者、従業員、または自営業の3種類のいずれかになりえるでしょう。労働者と従業員は雇用者と直接関係があり、それは主従の関係です。一方個人が自営業者の場合、雇用主との関係は顧客との関係です。

この違いは非常に重要な意味を持ちます。労働者と従業員は、有給休暇、国民最低賃金、自動加入年金への自動加入などの被雇用者の権利を享受します。同様に、労働者と従業員にとって、雇用主は所得税を払うためのPAYEを運用することが求められます。しかし自営業者はいかなる被雇用者としての権利を享受することはなく、自分で所得税を支払う義務があります。

労働者と自営業者の間の線引きは、非常に難しくなることがあります。その区別については、Pimlico Plumbers Ltd.に対する最高裁判所の判例をはじめ、英国の上級裁判所の最近の判例でも主題となっています。

Pimlico Plumbersはスミス氏を自営業の契約に基いて雇用しました。彼の契約書には彼が自営業であると記し、契約書の条項はそれに基づいて作成されたものでした。またスミス氏は所得税を自分で支払う責任を負っていました。しかし最高裁判所は、彼が実際には労働者であり自営業者ではないという判決を下しました。

この決定の鍵となったのは、スミス氏が自分の代わりに業務を遂行するための代理人を任命する資格があるにもかかわらず、その権利は非常に制限されたものであったという点でした。その権利はあまりに制限されており、実際にはスミス氏はすべての業務を自分で遂行することが求められました。この個人が業務を行う要求が、（契約書は異なる内容を記しているにもかかわらず）彼が労働者であり、真の自営業ではないという証しとなりました。

労働者の形態の見極めは、その個人が業務を自ら遂行する義務があるかどうかだけで決まるほど単純ではありません。これは重要な要素ではありますが、もっと多くの要素を考慮しなければなりません。Pimlico Plumbersの判例では、企業のスミス氏に対しいつどのように勤務するか指図する権利や、スミス氏の不正行為を懲戒する権利、そして制服の着用やロゴのついたバンを運転すること、また会社のIDカードを携帯することを要求する権利などが含まれていました。

最高裁判所は、要素の集まりが重要なだけでなく、極めて重要なことに、契約に記載されていることが必ずしも問題を定めるわけではないという判決を下しました。重要なのは実際の関係ということです。

ある個人が実際には労働者や従業員であるのにも関わらず、自営業として分類してしまうと、雇用主にとっては莫大な費用に繋がることがあります。その個人が未払いの有給休暇と過去の未払い年金拠出金への賠償を求めるだけでなく、非常に多額の税負担が発生する可能性があります。一般的に自営業の立場は優遇された所得税率が与えられます。（そのため多くの個人は自営業と分類されることを希望します。）しかし雇用裁判所とは異なり、HMRC（英国の歳入税官庁）は自営業が被雇用者かの2つのカテゴリーの立場しか認識しません。被雇用者の立場という観点から、HMRCによる定義では、労働者と従業員はどちらも被雇用者として分類されてしまいます。雇用主は労働者と従業員のためにPAYEを運用することが求められているため、自営業という分類は誤りであり、実際には労働者であったということが裁判所で認められると、HMRCから税金と共に利息と罰金を支払うよう賠償請求することに繋がりがかねません。一部の税金は自営業としてその個人によって支払われていることになるとはいえ、雇用主に対する費用も依然として莫大なものとなります。

個人を自営業、もしくは労働者・従業員として雇用することについてのアドバイス
が必要な方は、お気軽に3HRのEmploymentチームまでご連絡ください。

David Rushmere
Senior Solicitor
E: david.rushmere@3hrscs.com



This newsletter is designed to provide general information only. It does not constitute legal or other professional advice and thus should not be relied on.
Definitive advice can only be given with full knowledge of all relevant facts. If you would like to discuss any aspect further, please contact us.

3HR Corporate Solicitors Limited is a Solicitors Practice, authorised and regulated by the Solicitors Regulation Authority, No: 597935.
3HR Benefits Consultancy Limited is authorised and regulated by the Financial Conduct Authority. Firm Reference Number: 556015

The registered office of both 3HR Corporate Solicitors Ltd and 3HR Benefits Consultancy Ltd is New Broad Street House, 35 New Broad Street,
London EC2M 1NH. Mainline Tel: 0207 194 8140 Web: www.3hrscs.com